



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年11月29日(金) 第9754号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県建築士法施行細則の一部を改正する規則(建築課)	2
告 示	
○道路の区域変更(道路管理課)	8
○道路の供用開始(同)	8
公 告	
○開発工事の完了(建築課)	8
人事委員会規則	
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	10
監査委員公告	
○監査結果に基づく措置状況	11
○同	15

■ 監査委員公告

◎監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、第19回行政監査の結果に基づき群馬県知事等から講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年11月29日

群馬県監査委員 丸山 幸男
 同 林 章
 同 中島 篤
 同 安孫子 哲

第1 監査の結果の報告

第19回行政監査の結果については、平成30年12月26日に群馬県議会議長、群馬県知事及び関係する委員会の長に通知（平成30年12月28日付け群馬県報号外第6号で公表）した。

第2 監査のテーマ

AED（自動体外式除細動器）の設置及び管理について

第3 講じた措置

監査結果を踏まえた意見	講じた措置	監査対象機関
1 本体の更新について AEDは、時間の経過とともに、緊急時に適切に作動させることができなくなる恐れがあることから、耐用期間が経過しているAEDを使用している施設においては、更新を図りたい。	耐用期間が経過しているAEDについては、部で一括購入の上、更新を行った。	こども未来部
	耐用期間が経過しているAEDについては、更新することとした。 また、毎年実施している全庁のAED設置状況等調査については、各部局の主管課等が部内の所管施設の状況を取りまとめる方法に改めることで、設置されているAEDの耐用期間などを把握できるようにした。	健康福祉部
	令和元年7月、耐用期間が経過しているAEDの更新を行った。	森林環境部
	耐用期間が経過しているAEDについて、更新を行った。 今後は、耐用期間が満了する前に更新することとした。	農政部
	平成30年7月にAEDの更新を行った。今後は、耐用期間が経過する前に更新を図ることとした。	産業経済部
	耐用期間を経過したAEDについては、順次更新を行っており、令和元年度中に、全て更新する予定である。	病院局
2 購入方法について 担当課等が一括して購入した方が機関ごとに単独で購入するよりも安価で購入できることから、一括購入を検討し、経済的かつ効率的な購入を行うよう図りたい。	AEDの更新時期に、より経済的な方法を採用できるよう一括購入を検討することとした。	総務部
	更新期限が近い機関のAEDを一括購入し、経済的かつ効率的な購入を図った。	生活文化スポーツ部

	耐用期間が経過しているAEDについては、部 で一括購入の上、更新を行った。	こども未来部
	AED設置状況等調査を踏まえ、同時期に耐用 期間が満了する機関が部内に複数ある場合には、 主管課で一括購入し、配布するなど、効率的な購 入を行うこととした。	健康福祉部
	更新対象とした機関のAEDを一括購入し、効 率的な購入を行った。 また、一括購入した結果、同時期の単独購入に 比べて、低い落札率となった。	森林環境部
	部内で同時期に耐用期間が満了するAEDが複 数ある場合は、一括購入を検討することとした。	農政部
	更新時期が重なるAEDについては、経済的かつ 効率的な購入のため、一括購入を検討すること とした。	産業経済部
	各機関に設置されているAEDの耐用期間を勘 案し、一括購入するなどの経済的かつ効率的に購 入できる方法を検討することとした。	県土整備部
	これまでも複数台をまとめて購入してきたと ころであるが、調達に当たっては、より安価になる よう、購入方法等の検討を十分に行い、経済的及 び効率的な調達に努めることとした。	企業局
	更新時期が重なるAEDがある場合は、一括購 入による経済性と効率性を比較しながら検討す ることとした。	病院局
	AEDの耐用期間満了に伴う更新や新規整備等 に際して、当該更新等が同時期であり、かつ、購 入により整備する場合は、所管課が一括で購入す ることとした。	教育委員会
3 日常点検の実施について 恒常的な点検を実施していない 機関においては、緊急時にAED を使用する際に、その管理不備に より性能を発揮することができな いことがないよう、恒常的に点検 を実施するよう図られたい。	AED本体のインジケータランプの色や表示に より、AEDの状態を毎日点検し、点検表に記録 することとした。	総務部
	点検担当者等の職員が毎日、AED本体のイン ジケータランプ等を確認するなど、恒常的な点検 を実施することとした。	生活文化スポーツ部
	恒常的な点検を実施するとともに、適切な管理 を行うこととした。	こども未来部
	厚生労働省からの通知等を踏まえ、日常的な点 検を実施するとともに、適切な管理を行うことと した。	健康福祉部
	点検表を作成し、マニュアルに沿って恒常的に 点検を実施することとした。	農政部
	日常点検を毎日実施することとし、AEDが正 常に使用可能な状態であることを確認している。 今後も、恒常的に日常点検を実施し、緊急時に AEDが使用できるよう適切に管理をすることと	産業経済部

	した。	
	遠隔監視システム利用の有無にかかわらず、インジケータランプの確認等により日常的な点検を実施することとした。	県土整備部
	AEDの管理については、厚生労働省からの通知に基づき、適正な管理に努めることとした。	企業局
	厚生労働省からの通知に基づき、AEDの日常点検を実施することとした。	病院局
	点検担当者等の職員が毎日、インジケータランプの色や表示等を確認するなど、恒常的な点検を実施することとした。	教育委員会
4 表示ラベルの取付について 表示ラベルを取り付けていない施設等においては、日常点検を適切に実施するためにも、バッテリーや電極パッドの交換時期等を記載した表示ラベルを外部から容易に認識できるようにAED本体又は収納ケース等に取り付け、バッテリーや電極パッドの交換を行った場合には、表示ラベルの交換時期等の書換えを行い、日頃から交換時期等を把握するとともに、適時に交換するよう図られたい。	意見のあったAEDは、リース契約であり、交換時期になると契約相手方からバッテリー及び電極パッドが送られてくるため、それに合わせて交換を行い、適切に対応している。	総務部
	適時に交換できるよう、電極パッドと表示ラベルに記載されている交換時期を一致させた。	県土整備部
	バッテリーや電極パッドの交換を行った場合には、表示ラベルの交換時期等の書換えを行い、日頃から交換時期等を把握するとともに、適時に交換することとした。	病院局
	AEDに表示ラベルを取り付けていなかった施設については、点検担当者等の職員が確認しやすい位置に取り付けるとともに、表示ラベルを確認の上、適切な時期に消耗品の交換及び交換時期等の書換えを行うこととした。 また、リース契約により整備しているAEDについても、契約相手方に同様の対応をするよう指示した。	教育委員会
5 点検の結果の記録について 点検の結果を記録していない施設や点検の有無のみを記録している施設においては、点検を実施した項目を確認できるよう各点検項目ごとに点検の実施の有無を記録しておくよう図られたい。	メーカーが作成した専用の点検表や独自の点検表などを整備して、各点検項目ごとに実施の有無を記録することとした。	総務部
	日常点検チェックシートを作成し、インジケータランプの表示、外観、消耗品有効期限の確認等の点検結果を記録することとした。	生活文化スポーツ部
	点検記録表を作成し、日常点検の実施結果を記録することとした。	健康福祉部
	戸締点検簿にAED点検欄を設け、点検担当者が日常点検の結果を記録するよう改善を図った。	森林環境部
	各点検項目ごとに点検実施の有無が記録できるよう、点検記録簿の見直し及び修正を実施した。	農政部
	インジケータランプの色や画面の表示等の各点検項目を設けたAED点検簿を備え、日常点検及び月次点検の結果を記録することとした。	産業経済部
日常的な点検の結果については、点検記録簿等	県土整備部	

	を作成し、点検実施の都度、記録することとした。	
	点検の結果の記録に不備があった施設においては、点検の結果を各点検項目ごとに記録するとともに、適切に保存管理することとした。	教育委員会
6 点検担当者の配置について 厚生労働省通知において、日常点検の実施や消耗品の交換を行う者として点検担当者を配置することが求められていることから、点検担当者を配置していない施設においては、点検担当者の適切な配置を図られたい。	点検担当者を定めていなかった施設においては、火気取締責任者を担当者と定め、日常点検の実施や消耗品の交換等を行うこととした。	産業経済部
	AEDを設置している施設ごとに点検担当者を配置した。	県土整備部
7 普通救命講習等の受講について AED設置県有施設においては、職員が定期的に講習を受講できる機会を設けたり、他施設で開催される講習に参加できるようにするなど、できるだけ多くの職員が講習を受講できるよう環境の整備を図ることのみならず、年度当初に職員が講習を受講できるよう図られたい。	職員が定期的に講習受講できる環境を整備するとともに、消防訓練の際、AEDの操作説明を実施している。 今後は、年度当初に受講できるよう、別途消防署への依頼などを検討することとした。	総務部
	講習の周知や機会の充実により、より多くの職員が、AED講習を受講する機会を得られるよう努めることとした。	生活文化スポーツ部
	AED設置施設においては、普通救命講習の定期的な実施や、消防局等が実施する普通救命講習への職員派遣を促すなど、職員の講習受講に努めることとした。	こども未来部
	AED設置状況調査結果の通知にあわせ、各所属長に対して消防本部等が開催するAED講習会への職員の参加などを促している。 引き続き、できるだけ多くの職員が講習を受講できるよう努めることとした。	健康福祉部
	地域の行政県税事務所が主催しているAEDの取扱いに係る講習に参加し、職員が講習を受講することとした。	森林環境部
	AED設置施設においては、講習への参加を促す等、より多くの職員が、AED講習を受講する機会を得られるよう努めることとした。	農政部
	普通救命講習を受講していない施設については、平成30年度中に職員が普通救命講習を受講した。今後は、多くの職員が普通救命講習を受講できるように体制を整備することとした。	産業経済部
	講習を受講していなかった施設においては、職員が平成31年1～3月に普通救命講習を受講した。 今後は、他施設等で定期的に行っている講習を活用し、より多くの職員が参加できるよう体制を整えることとした。	県土整備部
毎年、前橋市消防局に消防職員の派遣を依頼し、企業局全所属を対象とした救急救命講習を開催している。	企業局	

	<p>今後は、開催回数と開催時期を見直すことにより、全所属から職員が受講できるよう、環境改善に努めることとした。</p>	
	<p>全職員受講対象の研修を定期的に行い、特に年度当初の早期に研修を行うよう、研修予定を作成することとした。</p>	病院局
	<p>各施設において、消防署が実施する普通救命講習や消防署員を招いた訓練等を年度の早い時期に開催するなど、多くの職員がAEDを含む心肺蘇生法に関する知識・技能を身につけられるような環境を整えるとともに、講習等の受講経験がない職員に加えて、希望する職員が講習等を受講できるようにした。</p>	教育委員会
<p>8 厚生労働省通知等の周知状況について 健康福祉部医務課においては、警察本部と同様に日常点検の必要性、点検結果の記録の必要性等AEDの適切な管理等について、全庁における統一的な管理基準や方針を設定し、関係機関に対して周知徹底するよう図られたい。</p>	<p>各部局長等に対し、AED管理基準のひな形を示すとともに、AEDの設置所属については、管理基準の作成や日常点検の実施、点検結果の記録など、AEDの適切な管理等について通知した。</p>	健康福祉部
<p>9 緊急対応マニュアルの整備について 県立学校においては、生徒等の事故発生時に適切に対応することができるよう、緊急対応マニュアルの中にAEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関する内容も含めるよう図られたい。</p>	<p>県立学校においては、各学校の緊急対応マニュアルの中にAEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関する内容を含めることとし、随時、マニュアルを改正した。</p>	教育委員会

◎監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、第10回工事に係る行政監査の結果に基づき群馬県知事等から講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年11月29日

群馬県監査委員 丸山 幸男
同 林 章
同 中島 篤
同 安孫子 哲

第1 監査の結果の報告

第10回工事に係る行政監査の結果については、平成31年2月21日に群馬県議会議長、群馬県知事及び関係する委員会の長に通知（平成31年3月5日付け群馬県報号外第1号で公表）した。

第2 監査のテーマ

県有施設等の点検業務及び維持修繕に係る工事の執行状況について